

事業計画意見書

令和 6年 7月 31日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他(事業説明の対象地域について)
<p>意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)</p> <p>当該施設建設予定地より下流、伊賀市中八部を含む以下の地域が流域に入ります。</p> <p>京都府 南山城村、笠置町、木津川市、京田辺市、八幡市</p> <p>大阪府 枚方市、寝屋川市、摂津市、守口市、大阪市</p> <p>(適正な水質を修正下さい。)</p> <p>淀川取水場から取水される水を利用する住民や食品製造業者、対象流域内の農林水産業関係者も含めて対象地域ではないでしょうか。御回答をお願い致します。</p>	
<p>理由 (必須)</p> <p>この下、住民説明会では三重県伊賀市大山田地域への説明や協議が進んでいり理解をしております。</p> <p>流域に該当する住民や事業者への説明や理解を得る事は、先方にお願いするのにお断り願います。御説明を願います。意見書、提出を可とする。</p>	

提出期限：令和6年8月12日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ハ ・ ロ ・ 不明)

関係住民等外